

## 島根県飯南町八神・明眼寺蔵「講寄小寄弁別記」の紹介

小林 准 士

(島根大学法文学部)

小 杉 紗友美

(島根県石見銀山世界遺産センター)

### 摘 要

天明六年（一七八六）一〇月に、広瀬藩が百姓らの講の集まりを規制したことに對し、出雲国飯石郡南部の真宗寺院が、小寄りにおける僧侶の法談を、規制の対象外とするように確認を求めて、それを実現した際の記録を翻刻し、紹介するものである。

キーワード・浄土真宗、小寄り、広瀬藩

本史料は、天明六年一〇月に広瀬藩が百姓らの講の集まりを規制する触書を出したことに對し、出雲国飯石郡南部（奥飯石）の真宗寺院が、浄土真宗における小寄りという集会和俗家における僧侶の法談を規制対象外とするように、確認を求めて運動した際の寺院側の記録である。形態は冊子体（写本）で、藩による触書、真宗寺院から藩に提出された願書や口上書、真宗寺院側が自らの主張の根拠として提出した過去の文書や記録、寺院僧侶と郡奉行などとの間で遣り取りされた書状などが収録されている。今回の翻刻にあたっては、収録された個々の文書に番号（一～二三）を付した。この順番に本史料の構成を示すと左記のようになる。

【一】 広瀬藩による講寄り規制の触書（天明六年一〇月）

録

【二】 奥飯石（広瀬藩領）真宗寺院による願書（同年一〇月）

【三】 演説書上巻（真宗の教化について）

【四】 演説書下巻（浜田宗論における寛睦による演説の抜粋）

【五】 西蔵寺離雲による郡奉行宛ての書き上げ（天明六年一〇月）

【六】 「亀山院院宣」〔文永九年十一月五日付〕

【七】 「伏見院院宣」〔嘉元元年正月付〕

【八】 「東照宮様御垂範十五箇條之事」〔慶長八癸卯年五月〕

【九】 諸宗寺院法度（寛文五年七月二一日）

【一〇】 條々（同右）

【一一】 西蔵寺看司離雲・明眼寺龍乘・西蓮坊慈敬の広瀬行きの際の記

- 【一二】「広瀬勝願寺ニ残置候口上書扣」(天明六年一〇月)
  - 【一三】「三沢氏の御状ニ添状ヲ致候扣」(同年一〇月二五日)
  - 【一四】「三沢殿ニ被遣候御触書写」(同年一〇月二日)
  - 【一五】奥飯石郡役人宛て郡奉行三沢卯左衛門書状(同年閏一〇月七日)
  - 【一六】西蔵寺以下三人宛て郡奉行三沢卯左衛門書状(同前)
  - 【一七】一向宗寺院中宛て演説書(同年閏一〇月、【一八】の本文)
  - 【一八】奥飯石郡役人宛て郡奉行三沢卯左衛門書状(同年閏一〇月七日)
  - 【一九】奥飯石真宗寺院請書(同年閏一〇月)
  - 【二〇】郡奉行三沢卯左衛門宛て真宗三ヶ寺書状(同年閏一〇月一四日)
  - 【二一】広瀬勝願寺宛て真宗三ヶ寺書状(同前)
  - 【二二】真宗三ヶ寺宛て郡奉行三沢卯左衛門返書
  - 【二三】「役寺々御法中江申示之書附写シ」(天明六年閏一〇月一三日)
- これらの文書から分かる事の経緯を説明しておく。すでに述べたように、発端は天明六年(一七八六)一〇月に広瀬藩の郡奉行が百姓・町人に対し家業に専念させる趣旨で夜分の講寄りを規制したことであった(二、以下典拠として右記の文書番号のみを示す。この触書に対し、奥飯石の真宗寺院僧侶らは、観音講・日待講などと異なり、真宗門徒が毎月俗家に僧侶を招いて法談を聴聞する小寄りという集会は、娯楽的な側面がなく失費が無い旨を申し立て、小寄りを講寄り規制の対象外とすることの確認を求める願書を提出したのである(三)。
- 願書提出後、一〇月一七日、西蔵寺看司離雲・明眼寺龍乘・西蓮坊慈敬の三人は、奥飯石の真宗寺院を代表して広瀬へ赴き、二〇日に広瀬にある真宗寺院の勝願寺と面会した。その後、三ヶ寺は勝願寺に取り次いでもらい、奥飯石を担当する郡奉行の三沢卯左衛門と会おうとするが、三沢は出郷を理由に面会を断る一方、勝願寺を通じて真宗僧

侶による在家法談に支障が出ないよう対処する旨を約した。このため、三ヶ寺は同月二三日に広瀬を発ち二五日に帰郷する(以上の経緯は【二】による)。

帰郷時に三ヶ寺は勝願寺に口上書(【一二】)を預け三沢宛てに提出したが、これを承けて三沢は奥飯石の郡役人宛てに触書と書状を遣わし(【四】、【五】、お取り越し(真宗僧侶が俗家に向いて報恩講をつとめる行事)は規制対象外であること、小寄りについては開催は認めた上で、組合を定め村役人に届けさせるようにし、一軒につき一年に一度ずつ行わせることなどを指示したのである。これに対し、真宗寺院側は請書を提出し(【九】、三沢の指示を受け入れるとともに、儉約を守って小寄りにおける法談をつとめることの遵守を僧侶集団内でも誓った(【三】)。

本史料から分かる事の経緯の概要は以上の通りであるが、実はこの事件にはこの後も展開があり、藩による規制がさらに強まるとともに、真宗僧侶と神職による争論のきっかけともなるのである。こうした展開については、筆者の前稿を参照していただきたい(「神祇不拝の論理と行動」近世の宗教と社会三 民衆の「知」と宗教」吉川弘文館、二〇〇八年、「近世真宗における神祇不帰依の宗風をめぐる争論の構造と展開」『史林』九六・四、二〇一三年)。

ところで、本史料の特徴として、真宗僧侶が願書や口上書を提出するにあたって自らの主張の正当性を証するために参照した文書や記録が掲載されていることが挙げられる。【三】【四】【六】〜【一〇】がそれぞれに当たる。このうち、【三】は蓮如の御文章や西本願時教団が享保七年(一七二二)に出した寺法、【四】は本史料の事例と同様に真宗僧侶による在家法談が問題となった有名な明和の浜田宗論の記録の抜粋であるが(全体の翻刻は福岡光超「近世後期神仏関係資料」『石見公事寛睦記』の紹介『伝道院紀要』二一、一九七一年)、【六】〜【一〇】は朝廷や幕府(將軍)が出したとされている文書や法令となっている。このうち、興味深い

のは、【九】【一〇】が寛文五年七月一日に出された紛れもない幕府法令であるのに対し、【六】～【八】が偽文書、偽法令であると考えられることである。

特に【八】は「宗門檀那請合之掟」との名で寺院によく残る史料として知られ、近年の朴澤直秀の研究によりテクストには複数の形態があることが明らかにされている。これによると、本史料に収載されたものは基になったテクストから第四条が欠け、十五条目が二つに分割されたA・2タイプに当たることが分かる(朴澤「近世における寺院関係偽法令の流布をめぐって」『東京大学日本史学研究室紀要』別冊「近世政治論叢」、二〇一〇年)。次に【七】は、【二】の願書や【五】の西蔵寺離雲の口上書で「九十一代伏見院様院宣」として引かれているもので、嘉元元年の鎌倉幕府による一向衆停止の際に唯善が偽作した文書に手を加えたかたちになっているものである(前掲二〇一三年拙稿参照)。また、【八】は同じく【五】では「人皇八十九代龜山院様院宣」として引かれているものであるが、文永九年(一二七二)に大谷廟ができたばかりの時点で朝廷が「本願寺」という寺名を使用していることになっている点などから偽文書と見られる(寛政三年成立の玄智『大谷本願寺通紀』卷十二「真宗全書」六八所収)には「龜山院賜寺号勅書」として掲載されるが、「未詳出拠」との注記が付されている。

【二】の願書や【五】の口上書では、例えば【八】のうち、第七条の談義説法に関する箇条を引くなど、これら偽文書、偽法令を駆使して自分たちの主張の正当性の根拠としている。すなわち、僧侶による在家における法談は、広瀬藩のように規制される可能性のあった活動で、【四】の史料でも問題とされているように、【二〇】の幕令の第四条「借在家構仏壇不可求利用事」にも抵触すると見なされる可能性のあった

活動でもあったが、国家権力により公認された活動であることを、偽文書、偽法令の駆使や幕令の独自の解釈を通じて、真宗僧侶たちは主張したのであった。

しかもさらに興味深いのは、事の経緯を見て分かるように、そのような彼らの論法が広瀬藩から特に問題とされていないことである。このことは、近世の個別領主権力が、文書や法令の真偽、依拠すべき法令の解釈を、必ずしも厳密に判定していなかったことを示唆する。そういう意味では、本史料は武家法と寺院法との関係など、近世の法秩序を探るという面でも興味深い事例を提供するものとなるであろう。

#### (凡例)

- 一、翻刻した史料「講寄小寄弁別記」は、鳥根県飯南町八神・明眼寺の所蔵である。
- 一、史料の翻刻にあたっては、原則として旧字体を新字体に改めた。
- 一、本史料に掲載されている個々の文書に適宜番号を付した(【一】～【二三】)。
- 一、読者の便をはかるため、本文には適宜読点(・)や並列(・)を加えた。
- 一、異体字・俗字・略字・合字のうち、扣(ひかえ)、々(より)、并(ならび)についてはそのままとした。
- 一、誤字と思われる箇所には傍らに(ママ)と注記した。
- 一、抹消されている箇所は、■とするか、左側に、(見せ落ち)の記号を付した。
- 一、変体仮名は現行の字体に改めたが、助詞等に用いられる者(は)・与(と)・江(へ)・而(て)・茂(も)についてはそのままとした。

一、くりかえし記号については、漢字は「々」、平仮名は「ゝ」、片仮名は「ゝ」を用いた。

（付記）

本史料の解説・翻刻は小杉紗友美（島根県石見銀山世界遺産センター嘱託）が担当し、解説のチェックと校正および解説の執筆は小林が担当した。なお、本稿は文部科学省科学研究費若手研究B（課題番号二一七二〇二三三 代表小林准士）の成果である。

（謝辞）

本史料の翻刻についてご許可いただきました明眼寺菅龍昭氏に対し、この場を借りて御礼を申し上げます。

(表紙)「(貼紙)「子路」」

講寄小寄弁別記

【一】

一、近來百姓町人共之内講寄と名付寄集り費等有之趣先達而相聞、銘々家業第一ニ可心掛事、別而百姓ハ農業第一可致出情事、日之中ハ勿論之儀夜分ニ而も右体講寄いたし夜を更し候得者翌日勞も有之、自然と耕作疎ニ相成衰微之基ニ候、銘々信心ハ胸中ニ可有之儀、然を家業之障ニ相成候様ニ成行候而者、仮令當時内証不致難儀者たり共召遣ひ或ハ雇人ニ耕作任置候様ニ罷成、田地劣故甚以御不為之儀其上追々ニ者先祖ヲ譲り候地所をも相放シ不孝之罪不輕事ニ候、尤仏神疎ニ可仕様ハ全無之心中之信仰肝要ニ而農業随分出情シ先祖親族之年廻施物等或ハ氏神祭礼初穂等年始中元其外寺社家之諸勤前々々致来レ通、猶追々任力相増候様ニ心掛候得者、自然と神明仏陀之加護ハ可有儀ニ候、若又強而致講寄度輩有之候ハ其旨書付を以願出候ハ、評儀之上可及沙汰候、無届して寄集候儀有之候ハ、其村庄屋年寄五人頭町方ハ年寄目代五人頭人別名前相記早速可申訴事

午十月

以上

小笹伊右衛門

内藤準平

熊谷四郎五郎

三沢卯左衛門

大与頭平左衛門殿

与頭 庄右衛門殿

与頭 又右衛門殿

今度御別紙御触書被召出候ニ付則相廻シ候村々町方共ニ入念寫置、次村江刻付を以早々相廻シ末る態飛脚を以早々頓原江持セ可被申候

一、右御触之趣下步行共ニ而何となく触申候而中々行届申事ニ而者有間

敷候間、端々谷奥之者迄も不殘庄屋所江呼寄村役人得斗合点之參ル様可被申聞候、猶又講寄杯押而致度もの有之候ハ、触書之通人別相記願書差出可然候、是等之儀も兎角間違心得違無之様可申聞候、以上  
午十月三日

（私云三日ハナクテ廻始ニテ五日夜七ツ時頓原庄屋丈助方へ廻り戻り、八日赤名ノ与頭所へ贈戻し申候

与頭 又右衛門

与頭 庄右衛門

大与頭平左衛門

村々庄屋町目代等あて

【二】

乍恐奉断一札

一、今度御郡中へ御教示被 仰出有之候趣ハ講寄と名付打集費も出来致し家業之障りニも相成申由御聞ニ達シ候ニ付、以後ニおいてハ在町共ニ役人中江相断り候様御示被仰出候と粗風説承り申候、然所下々之者共心得違浄土真宗小寄御差止々之様ニ聞請候趣ニ而、扱々氣之毒ニ奉存候、併拙寺共ニおゐてハ小寄之儀ニ而者有御座間敷、定而觀音講、日待講、月待講、庚申待講、惠美須講、金毘羅講杯と名付寄集候類費多キ事共ニ而御示被仰出候事哉と奉察候得共、門徒之者共心得違申事歎敷奉存、無扱御断申上候

一、浄土真宗小寄之儀者大概組合十軒位一ヶ月ニ二度当番廻しニ法座を

催シ、宗法を教示仕候のミ<sup>三</sup>而造作ケ間敷事一向無御座候、尚儉約筋  
専<sup>ラ</sup>相申候趣ハ別紙演説書を以申上候、尤小寄之儀者宗門第一之法  
式ニして

人皇九十一代伏見院様御勅免<sup>三</sup>而

東照宮様宗門御し<sup>ラ</sup>らべ以来諸宗別段之御定法として公方様御代替之  
節宗法堅相守<sup>リ</sup>寺役無懈怠門徒勸化疎略仕間敷旨数ヶ條之誓詞血判<sup>三</sup>  
而

御本山<sup>江</sup>御請取 御門跡<sup>江</sup>江戸表<sup>江</sup>被差出候、依之

大祖親鸞聖人正統之宗儀少も違背仕間敷條、連年嚴重之御下知<sup>二</sup>御  
座候、然者

御勅免と申 御大法と申浄土真宗之法式ハ諸宗格別<sup>ニ</sup>御座候、然<sup>レ</sup>を門  
徒共右体心得違申候而者法意<sup>レ</sup>廢時<sup>ハ</sup>万邪不<sup>レ</sup>閑<sup>カ</sup>、法意<sup>ハ</sup>則<sup>レ</sup>為<sup>レ</sup>国<sup>ヲ</sup>為<sup>レ</sup>  
代と御座候

上宮皇子之御宣旨<sup>ニ</sup>も相当り、且ハ諸宗法式不可相乱條之 仰<sup>ニ</sup>も  
自然と相背申様<sup>ニ</sup>可相成哉と呉々歎敷奉存候、何卒当宗門法式之儀  
者別段御定法之趣御郡中門徒共<sup>江</sup>被為及 御沙汰被下候様幾重<sup>ニ</sup>も御  
歎奉願候、以上

十月

天明六<sup>丙</sup>年十月六日

頓原<sup>ニテ</sup>差上申候

代判 明覚寺印

真行寺無住

西蔵寺看司離雲

蓮光寺無住

持参人

明眼寺住持龍乘

代判 真向寺印

西蓮坊住持慈敬

乘空寺印

端瑞<sup>判書</sup>

法林寺印

恵照<sup>判書</sup>

西雲寺印

智靈<sup>判書</sup>

常信寺印

正雲<sup>判書</sup>

明覚寺印

乾外<sup>判書</sup>

福蔵坊印

管蠡<sup>判書</sup>

真向寺印

智空<sup>判書</sup>

浄円寺印

旭峯<sup>判書</sup>

一念寺印

慧浄<sup>判書</sup>

西蓮坊印

慈敬<sup>判書</sup>

西正寺印

靈覚<sup>判書</sup>

安楽寺印

専心<sup>判書</sup>

明眼寺印

龍乘<sup>判書</sup>

西蔵寺印

看司 離雲<sup>判書</sup>



三沢卯左衛門殿

私云今年ヨリ此人郡奉行ニテ寺社兼帯

【三】

演説書上卷

一、真宗門教化之肝要ハ 御本山八世ノ善知識蓮如上人之御文章と申而八十余通之法語御座候、寺院及在家共ニ説法之終ニ致拝読、勿論其教化も右御文之意趣を述申事ニ御座候、其中明応七年二月廿五日小寄人数之中江御示シの御文三云、毎月両度ノ寄合ノ由来ハナニノタメゾト イフニ サラニ他ノコトニアラズ、自身ノ往生極楽ノ信心獲得ノタメナルガユヘナリ、シカレバ往古ヨリ今ニイタルマデ毎月ノ寄合トイフコトハイヅクニモコレアリトイヘドモ、サラニ信心ノ沙汰トテハカツテモテコレナシ、コトニ近年ハイヅクニモ寄合ノトキハタゞ酒飯茶ナンド バカニテミナく退散セリ、コレハ仏法ノ本意ニハシカルベカラザル次第ナリ

一、文明七年七月十五日ノ御文云、神社ヲカロシムベカラズ、諸仏菩薩ナラビニ諸堂ヲカロシムベカラズ、諸宗諸法ヲ誹謗スベカラズ、守護地頭ヲ疎略ニスベカラズ、カギリアル年貢所当ヲ具ニ沙汰シ、ソノホカ仁義礼智信ヲモテ本トスベシ、当流ニタツルトコロノ他力信心ヲハ内心ニフカク決定スヘシ等ノ御掟数ヶ所三及御示シ御座候一、又文明五年九月中旬の御文三云、此方念仏者ノ坊主達仏法ノ次第モテノホカ相違ス、ソノユヘハ門徒ノカタヨリモノヲトルヲヨキ弟子ト云ヒ、コレヲ信心ノ人トイヘリ、コレ大キナルアヤマリナリ、マタ弟子ハ坊主ニモノヲダニモ多クマイラセバ、ワガチカラ カナハズトモ坊主ノチカラニテタスカルベキヤウニオモヘリ、コレモアヤマリ

ナリ、カクノゴトク坊主ト門徒ノアヒダニオイテサラニ当流ノ信心ノコ、ロヘノ分ハ一ツモナシ、アサマシヤ、師弟トモニ極楽ニハ往生セズシテ、ムナシク地獄ニオチンコトハウタガヒナシ、ナゲキテモナラアマリアリ カナシミテモ ナラフカクカナシムベシト云

一、真宗法要卷廿三云、御文ハコレ凡夫往生ノ鏡ナリ、御文ノウヘニ法門アルベキヤウニオモフ人アリ、大ナル誤ナリ云

右之通宗門安心掟之趣代々也、御門跡奥書判形を御居被成御免御座候而師且共ニ急度相守申事ニ御座候、猶又享保七年寅九月從 本山末派之寺院へ被 仰渡候十一ヶ條之掟三云

掟

一、宗門者子孫相統之風儀故其寺血脈之者ハ不学無才といへども一寺之住職として数多之旦那を領ず、然ルニ身の程をしらず猥りニ高ふりて礼儀ニ違ひ上を犯し、下をあなとる働を成すべからず、若不如法之族於有之者住職かなふべからず事

一、惣而法事の勤方随分不実無之様ニ執行いたすべし、名利のためニ教化を企不浄説法の咎を招へからず、古來々掟のごとく 公儀之御政道并領主之制禁を守り国恩を弁へ知る様ニ教化いたすべし、且又教化不違様ニ 本山三而修学いたすべき旨掟有之所、近年其儀を守らず猥りニ抄物を管見し教意ニ背き、自他を誤ル事歎敷候、為後自今相改本山講談所三おゐて力を尽し修学すべき事

一、奢を退る者在家出家一同之事ニ候得共、僧者他の信施三而相立候得者、弥儉約ニ随ふべし、衣体者鹿服を用ひ惣而無益之費をいとひ興隆仏法を本とすべき事

一、靈仏靈宝開帳と申事、人をして其勝縁ニ逢しめんと存ば、左もあるべし、但昔より其寺三在來ざる古器書画など他より借集め真偽混雜し

て人を欺き施財を貪り候事、不実之到候、此類向後急度可令停止事  
一、宗門之僧侶ハ在家ニ等しき風儀ニ候得者、随分相慎放逸をいましめ沙門ニ似合業一切いたすべからず、たとひ俗輩誘引たりとも漁獵の遊に交るべからざる事

一、強縁又ハ内縁ニ取入 本山寺法之乱候をも不顧、無筋目願ひをいたす事先年申渡候、向後違背之輩ハ可加重罰事

一、檀家より頼まれ寺々齋非時営ミ出す時節、僧者亭主之様ニ成、遊興之席のごとくもてなすよし本意を失ひ候、且方法義ニ疎き輩者孝養報恩之道を演へ聞しめ法事の実儀有之様可相勤、膳部者一汁三菜至而重き法事ハ五菜たるべし、酒ハ二三献ニ而相止可申事

一、宗門之安心に秘密いたす事、曾而以無之処他の見聞を憚りひそかに法義を談し人を惑す族有之由以外僻事也、若左様之輩於有之者其所之法類より急度逐吟味法義正路ニ相改り候様可致事

一、他国立越致説法財施を貪る事古来より堅制すといへとも今以端々有之由不届之至候、急度可令停止、但未寺廻り者格別之事故本寺又ハ触頭へ相届ケ可受指図事

一、不依何事和順にして諍論なき様ニいたすべし、就中公辺証訴無之様ニ可相嗜事、但シ有来之敷地山林他より被掠候欺或者理不尽之難題申掛られ候時者格別之事ニ候、然ル時者穩便ニ取扱人之痛、無之様ニいたすべき事

一、兼而申渡候通り改派之者有之節ハ御太法有之候得共、其台不届ニ而者何方迄も可逐糺明、一寺一庵之離背を惜ミ憤りての事ニ者あらず、御政道ニも無障り寺法も相立候にとの事ニ候得者、触頭或者上寺近隣之僧徒随分委細ニ可吟味事ニ候

右之條々急度可相守、若違犯之輩於有之者遂糺明越度可申附者也

享保七年

寅九月

右被 仰出候節御連署之写

端書無之

一筆令啓達候、先以 両御門跡様益御機嫌克被為成御座候間可為太慶候、今度就

御公儀之御沙汰有之、別紙之通以 御條目被 仰出候、尤重き御制法ニ候間向後違背無之様急度可被相守候、右依 仰如此候、不宣

九月

池永外記

横田内膳

(蔵書印)

雲州  
明眼寺  
八神

院家衆中  
内陣衆中  
余間衆中  
飛檐衆中  
国絹袈裟衆中  
惣坊主衆中

右之通当宗門掟之趣荒増書写奉入御覽候、以上

十月

是ハ前之願書同時ニ差出申候、持參人右同斷

【四】

演説書下卷

明和五年石州浜田ニおゐて浄土真宗顕正寺并光西寺と浄土宗三ヶ寺、真言宗一ヶ寺、禪宗五ヶ寺と差纏ニ付江戸寺社御奉行所ニおゐて御調へ之趣、顕正寺役僧覺睦より 御本山へ差上候記録之



○内寺社御奉行土岐美濃守様役所ニ而御乞ニよりて真宗勸化之趣申上候旨書置申候写シ奉入御覽候

一、八月廿一日寛陸御吟味有之候砌土岐殿云、石州ニ而在家法談と云ハ江戸ノ町道場と同事か、光西寺云、浜田ニ者町道場者一ヶ所も無御座候、寛陸云、在家法談と候ハ本願寺八代目の住職蓮如上人、浄土真宗の安心作業在家無智の族相心得易キ様八十通余の法語を被認置て、是を真宗安心の手鏡トシテ代々御門主各諸国の末寺門徒江被致免許候、寺院へ道を隔、家業ニ暇を不得、法義無沙汰ニ暮て候門徒、其所ニ而右之法語之趣無智之ウバカ、マデモ合点致易キ様ニ申聞候、是を法談とも教化共申候、右八十通余の法語ハ弥陀願力を頼ミ称名念仏して極楽往生の一定ヲ教ルのミにあらず、念仏者の心の持様身のふる舞安心行状共ニ念比ニ示され、六ヶ條八ヶ條の條目ヲ立テ、後生を大事ニ思ひ、弥陀の本願を信して念仏申身の上ハ王法を以表と致シ、内心ニ深く宗門の法義ヲ貯へ、吾そ仏法者なりと姿ニその色をかざらず、諸神諸仏を不可輕賤、諸法諸宗をヒホウ仕ルナ、守護地頭を疎略ニ存ルナ、年貢諸役ニ至迄つぶさニ沙汰仕レと右之法語に具に示シオカセラレ候趣キを猶又耳近ニ申聞せ候、是を在家法談と申候、右之法語ハ真宗安心の手鏡此法語之趣無相違相心得候を真宗安心の正義と定メ、若少ニ而も相違之儀を取暖候者有之時者是を秘事法門と名ケ、急度吟味仕候事ニ御座候、土岐殿云、秘事法門トハ何事ソ、寛陸云、右免許之法語を安心の正義と定メ、其正義の安心を取違、右之法語ニ致相違候儀を取暖候者有之時者、夫を秘事法門と申候而吟味仕事ニ御座候、土岐云、其方共宗体ニ而小寄ト云フハ如何様の儀ぞ、寛陸云、是ハ一組々々ニ人数を定一ヶ月ニ一度当番廻シニ仕、右之人数の者へ対シ先段ニ申上候法語の趣を申聞セ候、毎月寄合の

法語ト申而八十通の内小寄講中へ示シノ法語各別ニ御座候、土岐殿云、其席デハ各別ニ馳走するか、寛陸云、龜飯供養仕候ものも御座候、茶一杯ふるまい申程の儀無御座候而も法義ハ示シ申候、法義ヲ教ル坊主ニ錢デモ呉ル事か、寛陸云、五分或ハ三分法札仕候者も御座候、又一錢も法札得いたさぬ○御座候、又五錢三錢ツ、ツナギ、盆正月ニ右之法札としてトヶを仕ル者も御座候、一錢の法札得致さぬ者ニも法義の示ハ仕事ニ御座候、土岐殿云、小寄ニハ懸錢ニ而もする事か、寛陸云、本山免許の法語の趣キ聽聞仕ルニ付門徒ハ御門主直の教導ニ預ル同前ニ存候而老人ニ付老錢或ハ式錢懸錢仕候、是ハ冥加錢と名ケ本山ニ上納仕候事ニ御座候

此間別事ニ御座候故中略仕候

一、極月廿四日御奉行所江被召出寛陸御吟味被仰付候、御奉行云、浄土真宗ニ御文章と云もの有之由如何様の儀を書たるもので、寛陸云、祖師聖人浄土真宗之安心念仏者の行状被為示置候趣、本願寺八代目の住職蓮如上人在家無智の者迄も心得易キ様ニ耳近ニ被認置候、教化之法語凡ソ八十通御座候、是を御文と申候、御奉行云、其御文ハ書林ニあるか、寛陸云、曾而書林ニハ取扱不申候、代々の御門主名判ヲ被頭末寺并門徒迄も免許あらせられ候、御奉行云、御門主の名判ハ何故あらハされ候や、寛陸云、右之法語ハ浄土真宗の安心の骨目開山親鸞聖人教導之趣如此少も相違なしと申証拠のため名判を置せられ、諸国之門末江免許被為有候事ニ御座候、右之法語を安心の手鏡ニ仕、国々末流之者共へ教化之趣不相乱、門徒之領解違乱無之様ニとの儀ニ御座候、万一右之法語之趣ニ相違之儀を取扱候者ハ邪義と名付末流法中ニ随分吟味仕り

本山江及言上急度礼され候、御奉行云、右の法語一卷あるか、答云、

五卷御座候、御奉行云、右之法語を持参したか、答云、遠国之儀故持参不仕、さりながら本願寺両派末々の寺院迄も皆所持仕居申候、浅艸本願寺輪番<sup>江</sup>申遣候而も早速落手仕儀、御座候、御奉行云、浄土真宗<sup>ニ</sup>在家法談と云ふハ如何様成儀ぞ、答云、家業<sup>ニ</sup>いとまなく疎々敷徒二月日ヲ送り候在家門葉之類に對シ、右之法語之趣猶耳近<sup>ニ</sup>演説仕法義を相示し申候、御奉行云、在家<sup>ニ</sup>而法談之節他宗之檀那も参詣して聴聞致か一向他宗<sup>ニ</sup>者聞せぬか、答云、浄土真宗之法義ハ秘密口伝を以相伝不申候得者一向他宗<sup>ニ</sup>ハ聞せぬと申儀も無御座候、併門徒教化のための法座<sup>ニ</sup>而御座候得者、此方<sup>ヲ</sup>他宗を招キ候儀も無御座候、在家<sup>ニ</sup>而説法之儀兼而<sup>ル</sup>之停止、在家を借仏壇をかまへ利養を不可求の寛文中の條目を存テ居ル歟、答テ云、私<sup>ニ</sup>限ラズ真宗の門流の輩諸宗江御下知之條目之通り随分奉畏罷居候、御奉行云、然ハ在家<sup>ニ</sup>而法談の節利養を求ル儀者ないか、答云、当宗門<sup>ニ</sup>於テ在家法談の儀ハ御法度被仰出候説法談議とハ別段之儀御座候、他宗門に於テ未来成仏の爲<sup>レ</sup>立<sup>ニ</sup>願行<sup>一</sup>修<sup>テ</sup>諸善万行<sup>ヲ</sup>、様々の教へ有之様<sup>ニ</sup>相聞へ候得共、浄土真宗<sup>ニ</sup>限テ一向專念無量寿仏の教<sup>ニ</sup>まかせ念仏の一行を修シ、アナカチ<sup>ニ</sup>出家発心之姿を宗旨之本意と教申訳<sup>ニ</sup>而も無御座候、在家出家男女貴賤生<sup>レ</sup>付<sup>テ</sup>不改、銘々のシヨク分<sup>ヲ</sup>守<sup>リ</sup>ながら深<sup>ク</sup>如来の願力を信シ行住坐臥報恩謝徳の念仏申候外<sup>ニ</sup>更<sup>ニ</sup>以別ノ勤無御座候、然<sup>ル</sup>家業<sup>ニ</sup>いとまなく候在家の門徒の類<sup>ハ</sup>世事<sup>ニ</sup>貪着仕法義疎々敷念仏申<sup>ル</sup>ことも相怠<sup>リ</sup>候時法<sup>上</sup>付<sup>テ</sup>世法<sup>ニ</sup>付<sup>テ</sup>自然<sup>ト</sup>心得違の儀のミ出来仕、明々たる仏神の冥慮を不恐善悪因果の道理を不弁、諸事人倫之道をワスレ善心日々<sup>ニ</sup>疎<sup>ク</sup>惡念次第<sup>ニ</sup>増上候而、今生<sup>ニ</sup>而ハ諸天善神の冥助ヲハナレ、未来惡趣の苦果ヲマネキ、希二人身ヲ受ケあひかたき仏法にもふあひながら今生後生共<sup>ニ</sup>取失ひ

候様<sup>ニ</sup>罷成候、是ゆへに 祖師親鸞聖人末代下根ノ時機をカンガミ、深ク仏教の正意ヲ探テ易行他力之宗門ヲ建立シたまひ、門葉の輩此法を修する<sup>ニ</sup>付<sup>テ</sup>国家の爲メ費ハ<sup>ラ</sup>ハブキ、人のため<sup>ニ</sup>煩敷事ヲ誡メ、唯称名相續スル一途ヲ以テ極楽往生の行業と被爲定候、依之門徒教化の爲<sup>ニ</sup>於在家も宗旨の正意を示し法義相續仕候事、祖師聖人当宗門之法式<sup>ニ</sup>テ全利養の爲<sup>ニ</sup>執<sup>リ</sup>行<sup>ヒ</sup>候儀<sup>ニ</sup>而者無御座候、御奉行云、於寺院法談致スト在家<sup>ニ</sup>而の法談と同じ事か、格別か、答云、別<sup>ニ</sup>替ル儀者無御座候、御奉行云、寺院<sup>ニ</sup>而説も在家<sup>ニ</sup>而示<sup>テ</sup>タモ法義<sup>ニ</sup>格別不可有、乍然趣意ハ別れてあるべく、於寺院ハ爲利養説法談儀致候コトモアルベシ、他宗<sup>ニ</sup>も本堂修覆或者本尊再興等之爲<sup>ニ</sup>四十八夜の談議杯を致候而、諸人を集メ万人の助力<sup>ニ</sup>而願望ヲ調ル事ハ有ル、寺院<sup>ニ</sup>而法談の節ハ利養ケ間敷義カ有而も夫ハ諸宗一同之事<sup>ニ</sup>而條目の指搦<sup>ニ</sup>ハ不相成、然ハ在家法談の義ハ趣意格別<sup>ニ</sup>而少も不拘利養<sup>ニ</sup>門徒共江示<sup>テ</sup>法義<sup>ヲ</sup>斗か、答云、御意の如く耳近<sup>ニ</sup>宗旨の正意ヲ相示シ、法義相續仕迄<sup>ニ</sup>而利養のため<sup>ニ</sup>相勤候義<sup>ニ</sup>而者無御座候、併八月廿日の御吟味之節小寄講門徒共懸錢等仕候哉と御尋<sup>ニ</sup>付<sup>テ</sup>粗申上候通、門徒ハ本山の門徒<sup>ニ</sup>而末寺へ御預ケの格<sup>ニ</sup>而八十通の法語を以<sup>テ</sup>御門主御教導の趣<sup>キ</sup>を門徒<sup>江</sup>口<sup>ヲ</sup>傳<sup>ヘ</sup>仕迄御座候故、未派寺院ヲ手次寺手次坊主と申候、依之門徒ハ 御門主直の教化<sup>ニ</sup>預<sup>ル</sup>同前<sup>ニ</sup>存、一月<sup>ニ</sup>五錢三錢ヲ冥加錢と名付<sup>テ</sup>本山上納仕候、然共右懸錢之義本山上<sup>ノ</sup>之申付<sup>ニ</sup>而も無御座候、夫レ<sup>レ</sup>の手次寺<sup>ヲ</sup>急度取集<sup>メ</sup>候儀<sup>ニ</sup>而も無御座候、前々<sup>ノ</sup>右之通<sup>ニ</sup>仕ル者ト門徒共相心得罷在候、兼而言上仕候儀故乍恐右之段被爲思召分被下候様<sup>ニ</sup>申上度奉存候、御奉行云、門徒共心得<sup>テ</sup>阿弥陀や御門主へ指上又ハ法義を示ス坊主<sup>ニ</sup>遣分ハ何程指出候而も夫レハ志と云もの<sup>ニ</sup>テ利養デハなひ、在家法談之節仏ヲ立<sup>テ</sup>仏壇ヲカザ

ルカ、答云、私共於宗旨ハ繪像の阿弥陀仏ヲ御門主裏判ヲ以テ在家門徒の輩へ被為<sup>有</sup>○免許安置仕罷在候、然ハ在家ニ而教導の節格別ニ仏壇ヲかまへ莊嚴等仕候儀決而無御座候、唯有べか、り於持仏前教化仕嚴重ケ間敷事無御座候、御奉行云、門徒共<sup>江</sup>申聞<sup>カ</sup>する法演説致せ奉畏候

寛睦寺社奉行前ニ而法談致候趣

阿弥陀如来法藏菩薩因位之時愍念衆生之大悲を以四十八の誓願を立たまへり、其内浄土真宗安心の骨肉、凡夫往生の真因ハ、第十八ノ本願則願文ニ、設我得仏十方衆生至心信樂欲生我國乃至十念若不生者不取正覺、此願之意ハ男女善惡<sup>ヲ</sup>不選在家出家のへだてなく、智慧をも不磨、煩惱モ不断罪業<sup>ニ</sup>のミ朝夕まとひぬる無願無行の浅間敷身の上、自力の迷情を翻して深ク他力の願海<sup>ニ</sup>帰シ、疑ヒなく我を一向ニ頼ミ念仏申衆生ハ本願力ヲ以生死海の迷ヲ転シ必安養界に可往生ス、十方衆生一人ニ而も若<sup>シ</sup>往生せずハ正覺ヲ不取と、永劫之間法界之衆生<sup>ニ</sup>代りて諸の願行を調へ成就し玉ふ所之功德を、名号之六字ニ納、凡夫往生成就シテ正覺の仏体ニ顕し、衆生ヲ愍念し給ふ事、父母の子を思<sup>フ</sup>よりも甚し、依之シヤカ如来阿弥陀経の中ニ我見是利故説此言ト説給へり、汝等衆生煩惱惡業具足せる流転生死之浅間敷身上弥陀の願力ヲ頼ミ一念の信心堅固ニして南無阿弥陀仏ト称レハ、更に別ニ六ヶ敷願行ヲ勤ルニモ不及、速ニ無始生死の迷<sup>ト</sup>を転シ易ク極楽に往生するぞと釈迦が浮か<sup>く</sup>した事ヲ説トハ思ふな、造惡愚痴之凡夫女人往生成仏<sup>ニ</sup>無疑、阿弥陀如来大悲願力之丈夫な所を慥<sup>ニ</sup>見届<sup>テ</sup>如此説教ルゾ、疑なく弥陀を頼念仏申て極楽往生遂ケよと御演説有らせられ、其時十方無量の諸仏各御舌ヲ三千界に顕し、釈迦如来の説<sup>キ</sup>教へ給ふことく、念仏往生の法門少も疑<sup>ヒ</sup>ハなひぞと、舌相壞爛の誓ひを

「島根県飯南町八神・明眼寺蔵「講寄小寄弁別記」の紹介（小林 准士・小杉紗友美）」

以テ凡夫往生の証拠<sup>ニ</sup>立給へり、然ハ本願念仏の一行ヲ修シテ愚惡之凡夫疑なく報土往生ヲ得<sup>ル</sup>事ハ弥陀の願心釈迦の金言諸仏之証誠、更に疑の入ル場なき三仏同勸の法門、愚痴の凡夫ハ道理子細ハ不知共、火ハ物ヲ焼ク能<sup>ハ</sup>、水ハ物を潤スガ能、極惡の衆生ヲ此身其依頼<sup>ム</sup>帰命の一念<sup>ニ</sup>而助ケ給ふハ阿弥陀如来他力本願不思議の能<sup>レ</sup>也、火の物ヲ焼<sup>ク</sup>事不疑、水の物ヲ潤<sup>ス</sup>事ヲ疑事なきか如ク、助かるべき縁、たよりのなひ極惡深重の我等凡夫、仏願の不思議ヲ以御助一定と深信して疑心なきを信心決定の人と云<sup>フ</sup>、如是相心得候上<sup>ニ</sup>者一向專念無量寿仏の金言を守り、一仏をならぶる事なかれ、世間<sup>ニ</sup>おゐても忠臣ハ二君<sup>ニ</sup>不<sup>レ</sup>事、貞女両夫<sup>ニ</sup>ま<sup>ミ</sup>へずといへり、併忠臣<sup>ニ</sup>君<sup>ニ</sup>つかへずといへばとて余の御主人たる歴々を疎略<sup>ニ</sup>存べきよハなし、我君の大切<sup>ヲ</sup>存ズルものハ必余の御主人をも敬ふ如く、一心一向ニ弥陀ヲ頼ミ、二仏をならべざる事ハ仏の方ニ成就し給ふ所の諸善万行の功德を普ク衆生<sup>ニ</sup>廻向し仏智他力の願行を以無善造惡の凡夫速<sup>ニ</sup>助給ふ、阿弥陀仏の本願<sup>ニ</sup>おゐて曾而不足のおもひをなさず、一心<sup>ニ</sup>決定して正念<sup>ニ</sup>ならしめたまふ仏祖大慈悲の教誡也、若<sup>シ</sup>く一心決定して正念<sup>ニ</sup>不<sup>レ</sup>成ものハ往生叶<sup>フ</sup>べからず、他力本願の道理を聞わけ弥陀一仏を專念し一向ニ念仏する身の上におゐてハ余の仏菩薩を疎略<sup>ニ</sup>存べからず、諸宗諸法を誹謗すべからず、神明権現を蔑<sup>ニ</sup>いたすべからず、掟の法語<sup>ニ</sup>云ク、一神明ト申ハ夫<sup>レ</sup>仏法<sup>ニ</sup>おゐて信もなき衆生のむなく地獄<sup>ニ</sup>おちん事を悲<sup>ミ</sup>おぼしめして是を何としても救んが為メニかりニ神とあらわれて聊<sup>カ</sup>なる縁を以てそれを便りとして終<sup>ニ</sup>二仏法<sup>ニ</sup>勸<sup>メ</sup>入<sup>レ</sup>しめんがための方便<sup>ニ</sup>神とハ顕<sup>シ</sup>給ふなり、然ハ今の時衆生<sup>ニ</sup>おゐて弥陀を頼<sup>ミ</sup>信心決定して念仏ヲ申、極楽ニ往生すべき身となりなば一切の神明ハ却而我が本懐と思召て、とりわき神をあがめねども唯弥陀一



仏ヲたのむ中ニミニ籠コウシガ故ニ別テたのまねども信シズルイハレアルガ故ニ

一、当流のなかにおゐて諸宗諸法ヲ誹謗する事あるべからず、何レモ釈迦一代の説教なれハ如説ニ修行せば其益あるべし、さりながら末代我等如キの在家止住の身ハ聖道諸宗の教ニおよばねバ、それを我ノまづ信せぬばかりなり

一、諸仏菩薩と申ハ弥陀如来の分身なれば、十方諸仏のためニハ本師本仏なるが故ニ、阿弥陀一仏ニ帰し奉レハ、則諸仏菩薩ニ歸するいわれあるが故ニ、阿弥陀一体の内ニ諸仏（ホサマ）井ハみなことごとくこもれる也と示シ給へり、然ハ弥陀一仏を信して余の仏井を輕賤すべからず、念仏一行ヲ守修して諸法諸宗をひほういたす■ことなかれ、諸の神明権現と申ハ本地ハミな仏井ニ而衆生濟度の為ニかりに神とあらわれ、一天四海を太平ニ守り、万民を仏法に結縁せしめ、今生後世を恵ミ玉ふ、大悲方便の御形也、然共諸の神明を我が内ニ勸請して寿福を捧ル事なかれ、殊ニ天照太神ハ朝家の宗廟ニ而ましますば大内ニ鎮座マシ（ケ）ケレトモ天子同住ヲ恐レ給ひ、伊勢の国に勸請あり、公卿百官といへども私ニ宝殿を建、且又家内ニ祭ル事其禁メあり、誠ニ一宗の祭場ニ而皇宮皇太子といへども妄ニ幣物をたてまつり給ふことなし、その趣神道の書籍ニ歴然たり、当宗門之儀ハ往古より伊勢の御赦ヲ以直ニ天照太神宮の御神体と崇メ奉り家内ニ勸請することなし、惣而一切の神明ハ正直ヲ以本（モト）とし、内外の不浄を選び清浄潔白（ツヤク）表として曾而非礼を受給ふことなし、然ルニ浄不浄の選びもなく礼も非礼もわきまへず、祭さへすれば納受あり、善悪邪正ともに祈レハ利益を蒙るよふに心得候ハ誤（ア）りの甚敷もの也、凡神明の冥助をいのり志願を満足すると云フハ心の私欲妄念ヲハナレ一心正直（マコト）して曇（トモ）りなき鏡のごとく、

六根清浄ニして祈（ノ）ル時ハ神明感応在テ冥助ヲ加へ給ふべし、若私欲の心ニテ祈願（ノ）シ我身の欲楽子孫の繁昌を禱のためニ妄念邪念（マコト）ヲ以テ神明ニ向（ム）ヒ奉らば、仮令千日万日禱（ノ）トモサラニソノ印（シ）あることなし、諸の神明ハ借（マ）ニ正直の頭ニ宿（ス）りて非礼の幣物ヲ納受し給ふ事なく神詠ニ心だに誠の道に叶ひなバ禱（ノ）らずとも神や守らん、道理ヲ推而是ヲ云ハ、念仏の（行者）頼（レ）せてたのまれ給ふ、仏願不思議の大悲（メ）に恵（メ）れ弥陀ヲ頼（レ）、帰命の一念誠の道に叶ひたる正直の心なり、神道の正直、仏法の真心、其詞替れとも何レモ邪を捨テ偽（イ）リヲハナレタルマコトノ心なり、然ハ此誠の信心を決定したる真宗念仏の行者、常ニ心得べき様ハ天下の御威光ヲ以四海静謐ニ治り、法義忘（レ）りなく弘（ク）、辺土遠國（ニ）至迄安穩（ニ）致（サ）テ渡世心安（ク）ニ仏法ニ結縁し、現当二世の安樂ヲ得ル事全ク 御公儀御政道之御慈悲と奉仰、親ニ孝養ヲ尽し、主人ニ不忠ヲ不及、守護地頭ニおゐて疎略之儀なく、世間の仁義ヲ以本として、年貢諸役具ニ致（サ）シ沙汰（シ）候様に相嗜（ミ）、吉凶禍福皆是前世の宿業と明メ、何事も天命にまかせて非分の寿福を貪事なかれ、如是相心得候時者不覺不知一切神明の御己証たる誠の道ニ相叶（フ）道理あるが故ニ、各別ニ祈誓立願を凝（コ）さずといへとも自然と諸天善神の冥助を蒙り、今生（ニ）而ハ悪神悪鬼の障碍をのぞ（）り、来世永劫悪趣輪廻の苦患ヲまぬかれ、安樂浄土の往生無（レ）疑候、ヶ様なる理（リ）無紛聞分（）此心覚悟ニ落（）着候事、代々の 御門主（カ）筧（カ）ヲ水の伝ふごとく、浄土真宗の法流筋目たゞしく御相承あらせられ、当時有縁の善知識カラざる御勸化の御恩、弥増難有奉存、被仰出候御意の趣無違背相守り、法義相統肝要たる旨教化仕候

右者寛陸記録之拔書ニ而御座候、急（キ）認申候ニ付かきそこ（）なひ杯も多（ク）甚麁（）抹之段恐入奉存候得共、其段御用捨可被下候、以上

十月

是ハ七日期五ツ時三沢卯左衛門殿<sup>江</sup>差出申候

持参人安楽寺住持専心

【五】

此間口上ニ而申上候趣為念書記差上候覚

一、浄土真宗開山親鸞聖人者天児屋根之神孫ニして、都而宗風神代之古風を不背、僧分迄も帶妻肉食ニ而子孫相統之宗風故、五常五倫、道を不犯、先祖を重ジ子孫之繁栄を尊ミ、王法之仁義を専ニ教られ候故、禁庭之間へも宜ク、殊ニ現当之利益も不淺候ニ付

人皇八十九代龜山院様院宣ニも、大谷の<sup>の事争なり</sup>流ニ浴する輩、現当之利益神明之擁護無疑、知是天長地久育民の瑞也と被為遊候得者、此法<sup>ヒロミ</sup>弘り候時ハ自ラ天下泰平国家安全五穀成就万民豊樂之政事となり、此法を信仰する者ハ頼まず祈らねとも神明之守護ニ預リ、朝家之御為宜敷法門故、九十一代 伏見院様院宣として寺院計ニ而説法仕候而ハ難行届、勿論寺遠キ在所之人々ハ家業ニ障り候得者、度々参詣も難成、或ハ行歩不叶なる者又ハ老人抔ハ容易ニ寺参りも難成候得者、在家末々之小家ニ至迄寺<sup>を</sup>罷越説法可仕と、御憐愍深キ勅定故、格合重キ寺々も小寄勤之儀ハ身ヲ軽クし、且家之面々造作無之様相勤候訳ニ御座候、其上

東照権現様諸家一統之御示し十五ヶ條之御掟御座候内、談儀説法をなし諸人參詣致させ邪見を改正法ヲ守らせ可申條御定意ニ御座候、依之 關東御代々將軍宣下之節、諸国一派之寺院住職之分壹人も不殘 本江山被召登数ヶ條之誓詞一札ニ差上置申候、條目之内門徒教化無懈怠<sup>相勤</sup>可申旨堅ク御請合申上候、寺院俗家之無差別勸化相勤

島根県飯南町八神・明眼寺蔵「講寄小寄弁別記」の紹介（小林 准士・小杉紗友美）

候宗法故、則御領内ニ而も往古<sup>を</sup>勤来り候旧例ニ而御座候、且世間<sup>ニ</sup>者宮嶋講・大仙講其外色々之寄合等も数々御座候得共、当宗門<sup>ニ</sup>而者左様之寄講抔ハ素<sup>を</sup>無御座、唯門徒之面々一ヶ年二一度ツ、小寄を相勤申迄ニ御座候、別而当<sup>御</sup>領内ハ他国と違ひ小寄相勤候とても組合之者<sup>江</sup>夜食杯出し候事も決而無御座、唯僧<sup>人</sup>出来合之麴食振舞申候計ニ而布施等一切不致、尤礼物之心持<sup>ニ</sup>而極上之格合之家より秋米壹升も差出し候仕合、其以下ハ畑物之五合三合一<sup>ニ</sup>年中之礼として差出候仕合<sup>ニ</sup>而同じ法用勤候中<sup>ニ</sup>も年廻法事抔とハ事異、寺院之徳用格別有之務<sup>ニ</sup>而者無御座候、猶又小寄下ハ多分村内之事故、先方<sup>ニ</sup>とまり候事も無御座、法座相濟無程組合之者と一同ニ引取候得者、中々夜更候迄長座仕候儀者曾而御座なく候、尤春先抔ハ法座参り不仕候而も格別差掛ル仕事無御座者共ハ、勸化之跡ニ而暫時法<sup>ヲ</sup>物語杯いたし聞七候事も御座候、是も亥刻<sup>を</sup>更候事ハ一切無御座候、其外農業時分<sup>ニ</sup>も相成候而者隙時<sup>江</sup>さしかへ候而師且共<sup>ニ</sup>随分差障<sup>リ</sup>無御座様心を附申事ニ御座候、然共元来当宗ハ人数多御座候故、たとへば真宗之且家凡一村二百軒も御座候得者一年二ハ一村ニ而百夜も小寄之法座相勤候得者、脇目<sup>を</sup>ハ年中法座参<sup>リ</sup>を仕事ニ仕候様ニ見請可申候得共、全体一軒二ハ年二一度之外決而相勤不申候、乍去美女ハ悪女之敵とやら申諺之如ク、右体繁昌之宗門故自然と門徒之内ニも不法之輩者折々寺参り仕候者をば妬<sup>ミ</sup>謗<sup>リ</sup>誰々者家業も打捨寺参りを業<sup>ニ</sup>して居らる、抔申なし、又ハ一村二十人も法座参りニ心懸<sup>ケル</sup>者御座候得者、余之村からハアノ村ハ寺参り計して家業ハ一切止メテ杯色々讒言仕候事共自然と達御聽<sup>ニ</sup>候ハ、末々之儀乍恐<sup>テ</sup>御存知不被為成候事故、左も可有哉<sup>ニ</sup>可被為思召候得共、我人欲をしらぬものハ無御座候得者、家業を捨て後生ヲ願候者者真宗門徒之内<sup>ニ</sup>者一人も無御座候、そ

の上毎時安心行儀御法度之旨教化仕候ゆへ法義繁昌之場所二者自ら喧嘩口論も無御座、心も柔キ候得者、随分 御上之御苦勞も相成不申様ニと相慎申様ニ成行ものに御座候、夫故国家安全之御利益御座候と院宣被為有候哉と乍恐奉存候、前談之趣

開山以来之法則 御院宣 御大法共ニ速ニ相立、門徒共心得違ひ不申様御教示被下置候様ニ御願申上候、其内当秋者別而不作の年柄ニ御座候得者、万端少細之儀迄も費ケ間敷儀仕間敷旨被為仰付被下候儀ハ、扱々難有御憐愍と乍恐感裁 仕候

一、他宗門ニ而者、盆会之節聖靈祭りと名付、寺々俗家江棚経勤<sup>ニ</sup>廻り候事も強而宗儀のミニ而も無御座、切支丹御改ニ付且家之仏壇ニ怪敷絵像木像坏安置も仕候哉と吟味之ため之棚経勤と申事も承り伝へ申候、当宗門ニ而者盆会之棚経勤と申事、法式として無御座候得者、年ニ一度之小寄勤仕候も一ツ者天下之御政道之一筋<sup>ニ</sup>も相当候儀故、無懈怠相勤申儀ニ御座候、併近年者年々世上困窮ニ付候而ハ、往古より勤来候小寄も中絶仕候村も御座候故、節角時節を見合取立申度奉存罷在候、前文申上候通毎年御改之御條目ニも相掛候法式ニ御座候得者、費ケ間敷事一切不仕候様追々取立營<sup>ニ</sup>候様、御憐愍之上御序之節御示しも被下置候ハ、難有可奉存候、此一條此間口上三者不申上候得共次手故書添申上候

一、此間も申上候通、此度既ニ

公方様御薨去ニ付、来三月を限り右誓詞可被 仰付候所、在家勸化若差間居候而者門徒勸化懈怠仕間敷と申箇條難認、左候得者日本国中一紙之血誓関東へ不納候時者不輕差間ニ御座候間、此段御賢察被為下何分故障無御座 御太法<sup>ニ</sup>も無障寺法も相立候様御 高慮之程奉希候、右ハ此間口上申候通書記申上候、若書落候儀も御座候ハ、幾

度も被仰付可被下候、以上

十月 三沢卯左衛門殿下代也 西藏寺  
是八十日朝若林和吉へ渡 離雲  
持参入離雲 三沢卯左衛門様

【六】

弘長二歳十一月廿八日 入寂、親鸞聖人開<sup>テ</sup>浄土真宗ニ引導凡俗、化益偏<sup>ニ</sup>布日域<sup>ニ</sup>、永潤<sup>ニ</sup>法滅時<sup>ニ</sup>、浴<sup>ニ</sup>大谷流<sup>ニ</sup>輩現当利益神明、擁護無<sup>レ</sup>疑、知<sup>ス</sup>是天長地久育民、瑞也、依而賜<sup>テ</sup>紫宸宮<sup>ニ</sup>称<sup>ス</sup>久遠実成阿弥陀本願寺<sup>ト</sup>者也、宣旨如件

左大史藤原朝臣基親 在判

文永九壬申十一月五日

大谷留主職寛恵法師へ

【七】

親鸞聖人門流者非<sup>レ</sup>諸国横行之類<sup>ニ</sup>在家止住之土民等、勤行之條為<sup>レ</sup>国無<sup>レ</sup>費<sup>ニ</sup>為人無<sup>レ</sup>煩所申非<sup>レ</sup>無<sup>ニ</sup>其謂<sup>ニ</sup>之間所<sup>レ</sup>被<sup>ニ</sup>免許<sup>ニ</sup>如<sup>レ</sup>件

参議有房

嘉元元年正月

親鸞聖人門弟中

【八】

東照宮様御垂範十五箇條之事



一、切支丹之法者死を不顧、身を血を出シ死者成仏と立ル故に天下法度  
嚴密也、実ニ邪宗邪法也、依之死をあやしふる者可遂吟味事

一、切支丹三元付者闔単国を毎日金子七厘を与ふ、天下を切支丹ニ成  
シ神国を妨ル邪法也、此宗三元附者ハ釈迦之法を不用故ニ檀那寺之檀  
役を妨グ、仏法の建立をも嫌ふ、仍之可遂吟味事

一、頭檀那たり共、其宗門之祖師忌日忌年頭盆歳暮彼岸先祖命日絶而  
參詣せずハ判形を引、宗旨改之役所<sup>正断</sup>、急度可遂吟味事

一、檀那役を不勤、然も我意ニ任せ宗門受合之住持之辭を不用、宗門  
寺之用事身不相応不勤、内心ニ邪を懐キたるを不受不施といふ、可有  
心附事

一、不受不施之法者何ニ而も宗門寺を申事不受、其宗門之祖師本尊の  
寺用ニ茂不施、將亦他人他宗之志をも不受、是不受施<sup>不親カ</sup>邪法也、人間ハ  
天の恩を受けて地ニ施し、親の恩を受けて子ニ施し、仏の恩を受けて僧ニ  
施す、是正法なり、依之可遂吟味事

一、非田宗・切支丹宗・不受不施此三宗ハ一派なり、彼か貴む所の本  
尊ハ牛頭切支丁頭仏といふ、丁頭ハてい、うすと名乗り、此仏を奉頼、  
鏡を見れ者仏となり、転じてハかげ犬と見ゆる、是邪法の鏡なり、  
一度此鏡を見る者ハ深牛頭切支仏信仰シ、日本を魔國と成す、然共  
宗門吟味之神國故一通リ宗門寺へ元附今日人ニ交リ内心ニ不受不施ニ而  
宗門寺へ不出入、依之可遂吟味事

一、親代々宗門寺二元附、八宗九宗之内何れの宗旨ニ而も紛無之共、  
其子如何成勸ニて心底邪法を組シ居たるも不知故、宗門寺を此段遂吟  
味、兼而仏法を勸メ談義講釈説法を成して參詣を致させ、尤檀那役  
を以夫々ニ寺の仏事修理建立を勤べき、邪宗ハ宗門寺之事一切世間の  
交り一通りにして内心ニ仏法を破り、僧の勸メを不用、依之可遂吟

味事

後一、宗門寺ヲ指置、外寺之僧を頼弔ひ、其宗門寺之住持ヲ退ケ申事、  
別而致穿儀、邪宗か正法か急度可遂吟味事

前一、死テ後死骸ニ剃刀を与へ戒名を授ル事、是宗門寺之僧の死相を見  
届、邪宗ニテ無之段髓ニ合点の上引導可致也、能々可遂吟味事

一、先祖仏事、他寺江致持參法事相勤候事堅禁制、雖然他国他在ニ而死  
去之者格別也、能々可遂吟味事

一、先祖之仏事、行歩慥成もの不致參詣、不沙汰ニ修行するもの、可  
ニ遂吟味事、其もの、持仏堂備もの能々見届、邪宗正法可遂吟味事  
一、天下一統正法ニ無紛者二者頭判を加へ、宗判受合可申、武士ハ其寺  
の請狀ニ受印ヲ加へ指上、其外血判ニ難出者ハ受人請合ヲ以而証文可  
指出事

一、相果候時分ハ一切宗門寺の差図ヲ受取行可申事

一、天下ニ敵シ万民之怨法切支丹非田宗不受不施彼者類族相果候時節  
ハ、寺社役所江相断、檢者ヲ受宗門寺之住持弔ひ可申事、若役所へ  
不断弔ひ申時者其僧越度ニ候、能々可遂吟味事

一、將又横様無体ニ檀那役其分限不相応之儀宗門寺を其用捨可有之事、  
信心を以仏法を尊、法を敬、事正法也

右十五箇條之趣、一も於相背者、上者梵天帝釈四天大王五道の冥官日  
本伊勢太神宮八幡大菩薩春日大明神氏神其外日本六十余州神明可蒙神  
罰事

慶長八癸卯年

奉行

五月日

【九】

定

- 一、諸宗法式不可相乱、若不行儀之輩於有之者急度可及沙汰事
- 一、不存一宗之法式之僧侶不可為寺院住持事

附立新儀不可說奇怪之法事

- 一、本末之規式不可乱之、縱雖為本寺对末寺不可有理不尽之沙汰事
- 一、檀越之輩雖為何寺可任其意、從僧侶方不可相争事

- 一、結徒党企鬪諍不似合事業不可仕事

- 一、背国法輩到來之節於有其届者無異儀可返之事

- 一、寺院仏閣修覆之時不可美麗事

附仏閣無懈怠掃除可申付事

- 一、寺領一切不可売買之并不可入其質物事

- 一、無由緒者雖有弟子望猥不可令出家、若無抛子細於有之者其所之領

主代官江相断可任其意事

右之條々諸宗共堅可守之、此外先刻之條數弥不可相輩（ママ音カ）、若於違犯者隨

科之輕重可沙汰之、猶載下知状者也

寛文五年七月十一日

【一〇】

條々

- 一、僧侶之衣体心其分際可着之并仏事作善之儀式、檀那雖望之相応（輕）可仕事

- 一、檀方建立由緒有之寺院住職之儀者為計之間從本寺遂相談可任其意

事

- 一、以金銀不可致後住之契約事

- 一、借在家構仏壇不可求利用事
- 一、他人者勿論親類之好雖有之、寺院坊舎女人不可抱置之、但有來之妻帯ハ可為格別事

右之條可相守之、若於違犯者隨科之輕重可有御沙汰旨依 仰執達如件

寛文五年

七月十一日

大和 豊後 美濃 雅楽

【一一】

十月十七日発足ニ而 西蔵寺看司離雲、明眼寺龍乘、西蓮坊慈敬

当年の巳上三人広瀬行、廿日勝願寺江着申候折節、住持他行之所早速呼ニ

行キ、七ツ半時帰寺ニ付、一応飯石表之趣キ荒増嘶候所、勝願寺驚ツ云、

三沢氏と拙寺ハ師且之間ニ候得者内分一往拙寺ル申入ズハなるまじ

杯程能引請られ候故、西蔵云、御願申ニハ無御座候へ共、未治リの程

も難斗候間、一往者御親切を以被仰談可然と申候所、勝願云、最早

夜ニ入候得者、いつそ明朝の事よとて書類委ケ披見致サレ、尚何角委

細口上ニも申解候得者、いよく心底落着之趣ニ而其夜ハ臥ヌ、翌廿

一日早天、勝願寺書状を以寺社奉行清水七郎大夫殿江飯石三ヶ寺出府

之届ワイタサレ、次ニ郡奉行三沢氏へも同断相届ラレ、尚御役外得

御意度儀有之旨文通イタサレ候所、三沢氏外方へ出られ候由留守ル

返答有之、昼時分帰宅之由ニ付、勝願寺三沢氏宅江被參候所、三沢氏

云、今朝ハ飯石三ヶ寺出浮之由御届致承知候、何用ニ而出浮之趣ニ御

座候哉、勝願云、先達而於頓原被差出置候書附之一儀ニ付被參候由

ニ御座候、三沢氏云、夫斗リナラハ御出浮ニ及ブまじに拙者請込居候

上ハ大空<sup>ニ</sup>ハイタシ不申、且先日触込候講寄之儀者地藏講・観音講等其外色々之講を催<sup>シ</sup>費<sup>ガ</sup>ましき事ヲ相示シ申候、何分小寄之儀者来月中も見合テ可申触存居候間、其旨貴寺<sup>ヲ</sup>被仰達、其外二格別之儀無之候ハ、何分引取被申候様御取斗可然、其内必対面有度候ハ、拙者事今日出郷致シ廿四日ニ帰宅ニ候間、夫迄御待可被成と云云、勝願云、其儀之ミニ候ハ、出浮も有間敷候得共、村々触もまち<sup>〜</sup>ニ而御取越或ハ年廻等之節在家法談も差つかへ有之様相聞へ候ニ付、何角伺申度趣ニ飯石三ヶ寺被申候と云云、三沢氏云、夫ハ氣之毒何分宗門之御取越ニ差間杯申候而ハ御尤至極ニ候間、其儀ハ与頭共へ可申遣候間、願クハ御引取可然、何様来月迄見合伺之上可申遣候間、其分貴寺<sup>ノ</sup>宜敷御取計可然候、引取被申候ハ、早速清水七郎大夫江御届可被成、此方<sup>ノ</sup>も何角申入置可申と云云、依之勝願寺ハ右与頭三人江之書状請取帰寺有之候而飯石三ヶ寺<sup>江</sup>向ひて件之趣演説有之、彼書状三ヶ寺江被相渡候、則其書状之趣意ハ<sup>云</sup>云

右之趣承り候而も押而三沢氏江対面を乞候儀却而不宜、其外段々引懸も能、猶万端勝願寺江申入候得者得斗引請被呉候ニ付口上書残置、廿三日九ツ過広瀬ヲ立チ、廿五日三ヶ寺同道ニ而帰郷いたし候

【一一】

広瀬勝願寺ニ残置候口上書扣

奉差上口上覚

一、此度拙寺共三ヶ寺出府仕候趣者、先達而差出<sup>ル</sup>候書付之一件、右御御書小寄之儀<sup>ニ</sup>有御座間敷、色々之雜講を御示被成候事と奉存候得共、門徒共心得違候間、浄土真宗小寄之儀者別段 御定法有之儀

「島根県飯南町八神・明眼寺蔵「講寄小寄弁別記」の紹介（小林 准士・小杉紗友美）」

二候得者、願杯申事二者不及申趣を、門徒共江御沙汰被成下候様ニ法中一統御断申上候訳ニ而、御触替を願申儀ニ而者全無御座候、一、先日頓原<sup>ノ</sup>急ニ御帰郷之儀、飯石ニおゐて取沙汰仕候ハ、不遠内江府江御出浮之様ニ風評承り申、且ハ先達而得御意申候通り公方様御代替り誓詞血判何時可被 仰付哉難計、彼<sup>レ</sup>此<sup>レ</sup>氣遣敷、猶又村<sup>ニ</sup>より法座参り并真宗在家法談御差止メ之様ニ引請候村方も有之、旁ニ付無扨三ヶ寺出府仕候、然所差掛<sup>リ</sup>候且家法勤差つかへ無之様組頭中江被仰遣可被下旨難有奉存、則御状一通髓ニ落掌仕候、帰寺之上早速相届可申候、尚勝願寺<sup>江</sup>御伝辞之趣<sup>キ</sup>委<sup>ク</sup>承り先一往引取申上候、且亦何角勝願寺江申置候間彼方<sup>ノ</sup>御聞可被下候、此上不相分儀も御座候ハ、何時ニ而も罷出可申候間、此段亦復御聞届置可被下候、以上

十月

是ハ廿三日勝願寺へ渡置

西蓮坊印

明眼寺印

西蔵寺

看司印

三沢卯左衛門殿

【一二】

三沢氏之御状ニ添状ヲ致<sup>シ</sup>候扣

一筆致啓上候、先以御堅勝<sup>ニ</sup>御公務可被成と珍重奉存候、然者無扨用向御座候ニ付広府へ罷出候所、郡御奉行三沢卯左衛門殿<sup>ノ</sup>御状<sup>モ</sup>通被遣、則今日相届申候間御落手可被成候、為其如此ニ御座候、以上

十月廿五日

西蓮坊

（頓原庄屋丈助方江  
乗光寺を以贈ル）

明眼寺

西蔵寺

看司

大与頭平左衛門殿

【一四】

三沢殿を被遣候御触書写

此度其郡一向宗三ヶ寺出府之処、拙者儀今日出郷ニ付不致対話勝願寺ヲ以演達承之候之処、右門徒共先達而講寄之儀相触候<sup>ニ</sup>付、宗法之御取越等も難相成<sup>ニ</sup>識と心得候由御取越之儀者不相触事ニ候得者、前々致来<sup>リ</sup>之通可仕旨村々庄屋町方目代を可為申聞旨早々可相触候、勿論報恩講可致参詣事ニ候、講寄之儀者追而伺之上可申入候、以上

十月廿一日

三沢卯左衛門判

大与頭平左衛門殿

与頭庄右衛門殿

与頭又右衛門殿

【一五】

一筆申入候、然者一向宗寺院を小寄之儀以書付申達有之、別紙之通一派寺院<sup>ニ</sup>申談候間、組合ヲ相究人別書付庄屋目代へ差出置、門徒一軒ニ付一ヶ年ニ一度宛家業之差障りニ不相成、尤失墜等も無之様令勤行、決而猥之儀不可有之段急度申付、常々役人共々心ヲ付、若長座<sup>ニ</sup>もおよひ家業之怠<sup>ニ</sup>も相成趣も有之候ハ、早速可申訴候、都而講寄等令儉約多人数相集候事を先達而人別書付を以達置、不限何等不法之儀堅無之様

兼而申付置、万一無届寄集候儀有之候得者、其村庄屋年寄五人頭町方年寄目代五人頭を速ニ可申訴旨稠敷可申触候

閏十月七日

三沢卯左衛門

大与頭平左衛門殿

与頭庄右衛門殿

与頭又右衛門殿

御別紙之通被

仰付候、両町村々写置無間違可被申付候、若又御紙面ニ而合点不参<sup>ニ</sup>識も有之候ハ、早々可申出候、左候ハ、演説可申談候、以上

閏十月十二日

与頭三人

村々 庄屋  
目代 当

【一六】

一筆致啓達候、然ハ小寄之儀ニ付御申達之趣遂伺、別紙演達書を以得御意候之間、御一派中江御申談可有之候、恐惶謹言

閏十月七日

三沢卯左衛門

為宏（花押）

西蔵寺

看司

明眼寺

西蓮坊

【一七】

上書云

演說書

一向宗寺院中江

宗門小寄之儀委細以書付申達之趣令承知候、尤先達而申達之通門徒一軒<sup>二</sup>付一年一度宛小寄勤行可有之候、勿論百姓町人共<sup>二</sup>家業之差障<sup>三</sup>不相成、失墜等無之様入念可被取斗候、依而者小寄之組合究置人別書付庄屋目代<sup>江</sup>達置候様申付置候条其<sup>江</sup>旨被相心得、以来猥之儀於在之者各寺越度<sup>三</sup>可被仰付候間、此段急度可被相心得候、以上

閏十月

【一八】

以別紙得御意候、寒冷弥増候処弥御安寧被成御寺務珍重存候、先頃者当地江御越之處出役<sup>二</sup>付不得御意候、其節御書付向勝願寺<sup>江</sup>御演達等も致承知委細申達之上、此度本文之通申入候間、左様御承知可有之候、將又出郷之節御差出有之候安樂寺改号願何之差障無之候間、先々月承届候筋<sup>二</sup>御心得、其段御両寺<sup>江</sup>御申談候様存候、恐惶謹言

閏十月七日

三沢卯左衛門

為宏（花押）

西蔵寺

離雲様

明眼寺

龍乘様

西蓮坊

慈敬様

【一九】

御請申上一札

一、真宗門小寄之儀、從來 御定法之通檀家之面々一軒<sup>二</sup>付一年一度<sup>一</sup>、勤行可仕、勿論百姓町家共<sup>二</sup>家業差障<sup>三</sup>不相成、失墜等無之様心付教導可仕條被 仰聞奉畏候、然上者宗法猥敷雜講等弥堅制禁仕、儉約專<sup>ラ</sup>相示し可申候、若宗法之儀<sup>二</sup>付違犯之輩有之候を隱置、外<sup>ハ</sup>訴人罷出候<sup>ハ</sup>、御吟味之上如何様共越度被 仰付可被下候、仍而御請書如件

真行寺無住

代判 明覚寺乾外

蓮光寺無住

代判 真向寺智空

乗空寺端瑞

法林寺惠照

西雲寺智靈

明覚寺乾外

常信寺正雲

福蔵坊管齋

真向寺智空

浄円寺旭峯

一念寺慧浄

西蓮坊慈敬

西正寺靈覚

午閏十月

十四日發足<sup>二</sup>而一念寺慧浄

広瀬表江持參

安楽寺専心

明眼寺龍乘

西蔵寺無住

看司離雲

右各印形

三沢卯左衛門殿

閏十月十四日

西蓮坊

明眼寺

西蔵寺

看司

勝願寺様

【一〇】

貴札拝見仕候、先以寒冷甚敷御座候得共、弥御堅勝ニ可被成御座と奉恐  
悦候、然者宗門小寄之儀段々御辛勞被成下檀家勤行無障相勤可申條被  
仰聞、則一派之寺院へ申談候所難有奉存、別紙之通御請印書差上申候、  
且御別紙之趣安楽寺へ申達候、先ハ右御請のため寺院惣代として一念  
寺致出府候間、委曲御聞可被下候、恐惶謹言

閏十月十四日

西蓮坊

明眼寺

西蔵寺

看司

三沢卯左衛門様

【一一】

一筆致啓上候、先以寒冷ニ御座候所、御寺内御揃御安靜ニ御法務可被成  
と奉珍重候、誠ニ先頃者多勢致推参段々預御世話忝奉存候、然共然ハ其  
節御心配被成下候宗門小寄之儀従来之通被仰付大慶奉存候、則此度御  
礼旁一念寺出浮ニ付如此御座候、乍末筆御内方様宜敷御伝達可被下候、  
恐惶謹言

【一二】

三沢氏御返書

御札令拝見候、如来意寒冷弥増ニ候得共、弥御堅康ニ御寺務被成珍重  
存候、然ハ小寄之儀演達書之趣御承知之上御法中御申談候之所、御法  
中惣代として此度一念寺御出府之段被入御念儀、殊両品被掛御意忝次  
第二御座候、尔御心遣之程却而致迷惑候、御法中江右御礼禮等可然御  
伝声被下度候、余者一念寺御承知有之度不能多筆候、恐惶謹言

三沢卯左衛門

為宏判

西蔵寺 離雲様

明眼寺 龍乘様

西蓮坊 慈敬様

【一三】

役寺御法中江申示之書附写シ

御法中江申示覚

- 一、小寄勤之儀往古より被為定置候通随分如法ニ執行可申事
- 一、小寄之席ニおゐて世間雑談堅令停止、御法義正路ニ教導仕、勿論



御公儀御大法并御領法相守候様教化可申事

一、御寺法御條目之通倭約専ら二相守可申事

附小寄之節酒肉取扱申儀急度令停止候事

右之條々堅御慎可有之候、若違背於有之者急度曲事申付候、此段御承  
知之上御請印可有之候、以上

天明六年

午閏十月十三日

西蓮坊印

明眼寺印

西蔵寺

看司  
印

御法中

右御演達之通定約堅相守可申候、依而請印仕候、以上

天明六年

午閏十月十三日

真行寺無住

蓮光寺無住

乗空寺印る

安楽寺迄十一ヶ寺

各印形

雲州飯石郡八神村

明眼寺曉雲

